



2024年5月13日

各 位

会 社 名 エスケー化研株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 実広
(コード番号 4628 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経理部長 竹内 正博
(TEL. 072-621-7720)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC（以下「提案株主」といいます。）より、2024年6月開催予定の当社第68期定時株主総会における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主及び本株主提案の内容の概要

1. 株主名：AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC

2. 議題

- (1) 定款一部変更の件
- (2) 自己株式の消却の件
- (3) 剰余金の処分の件

3. 議案の要領及び提案の理由

議案の要領及び提案の理由は、別紙に記載のとおりです。なお、本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を形式的な調整を除き原文のまま掲載したものであります。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 本株主提案の「(1) 定款一部変更の件」について

① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

自己株式の保有・消却につきましては、中長期的な資本政策検討の中で議論していく必要があると考えており、今後の経営戦略との整合性も加味しながら、将来的な大型の設備投資資金の調達やM&A、従業員エンゲージメントの向上、インセンティブ報酬等、機動的な資本政策も含め検討していく方針であります。

自己株式の消却を含む資本政策については、業務執行に関することであり、株主総会での特別決議が必要な定款に規定するのではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策を可能にし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

従いまして、本議案に反対いたします。

2. 本株主提案の「(2) 自己株式の消却の件」について

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、保有する自己株式1,973,183株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した株式数に調整（株式分割に基づく調整を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

「(1) 定款一部変更の件」に対する取締役会の意見のとおり、自己株式の保有・消却につきましては、当社取締役会にて検討した結果、現時点での自己株式消却は不要と判断いたしました。

従いまして、本議案に反対いたします。

3. 本株主提案の「(3) 剰余金の処分の件」について

① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金 290円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金290円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の2024年3月期期末配当として普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の3週間後の日

② 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

③ 反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えており、短期的な業績に連動させるより中長期的な安定配当を維持・継続することを前提に、業界全体の社会情勢や当社の業績などを総合的に勘案して配当金額を決定しております。

第 68 期の業績は、新型コロナウイルス感染症の収束による経済活動の再開及び販売単価の引上げにより増収となりましたが、一方で資源価格や原材料価格の物価高騰による戸建住宅の改修物件の減少やマンション大規模改修工事の予算削減による影響等マイナス要因も見られました。第 69 期の見通しにおきましても、運送・物流業界の 2024 年問題による物流コストの増加、円安・資源高による物価上昇等引き続き予断を許さない状況です。

当社は 1957 年の設立以降半世紀以上にわたり堅実な経営を遂行してきており、最近の先行き不透明な社会情勢が続いている中、永続的な発展のためには、財務基盤をより一層充実するだけでは無く、安定的に確保することが重要と認識しております。

そのうえで株主提案にて指摘されている現金同等物は、エスケーププレミアムシリーズ等の新製品開発及び既存製品のコストダウン・改善改良を目的とした研究開発の推進、物流倉庫や生産・出荷等工場設備の新增設及び更新、IT・DX 等業務効率化への投資に引き続き活用させていただきます。

また、従業員の賃上げについては、昨年に続き今年も実施しており、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

このような方針に基づき、2024 年 5 月 8 日発表の「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」に記載のとおり、第 68 期定時株主総会におきましては、会社提案として直近の配当予想から 55 円増配して 1 株につき 135 円を配当とする議案を提出させていただきました。これとは別にさらに配当を行うことは、上述の当社の方針と齟齬が生じます。

従いまして、本議案に反対いたします。

当社取締役会といたしましては、中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化すべく、全力を尽くしてまいります。株主の皆様には、当社の企業価値向上の取り組みに対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(1) 定款一部変更の件

① 議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(決議事項)

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

② 提案の理由

当社は発行済株式総数の約14.0%にも相当する2,192,425株の自己株式を保有している（2023年12月31日時点）。東証に上場する全約3,900社のうち、発行済株式総数に占める自己株式の割合が当社よりも高い企業はわずか207社に過ぎず、当該割合の全上場企業の平均値はわずか4.0%である。

これほど多くの自己株式を保有する理由を当社は明らかにしておらず、当社の株主は、この自己株式が再び市場に出回ることによって株式価値が希釈化するリスクに晒されている。

当該リスクを排除し、投資家に当社株式の真の価値を把握してもらうべく、自己株式の約90%に当たる1,973,183株を消却すべきである。これにより、何らの悪影響も生じることなく、当社の企業価値を高めることができる。

そこで、株主総会において自己株式の消却について決議できるよう、定款を「議案の要領」のとおりに変更することを提案する。

(2) 自己株式の消却の件

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、保有する自己株式1,973,183株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した株式数に調整（株式分割に基づく調整を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

② 提案の理由

議案「(1) 定款一部変更の件」に記載する理由から、自己株式の消却を提案するものである。

(3) 剰余金の処分の件

① 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金 290 円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金 290 円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の 2024 年 3 月期期末配当として普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たり配当額（配当総額は、1 株当たり配当額に 2024 年 3 月 31 日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の 3 週間後の日

② 提案の理由

当社の現金同等物は過去 22 年間増加を続け、不況時も現金に頼る必要はなかった。安定財務基盤としての意義は一定程度理解するが、資産の 7 割以上に上る現金保有は合理性を欠き、株主還元や成長投資の経営優先度の低さを示唆する。

当社の予想配当性向は 14%に留まり、設備投資額は減価償却費を下回り、過去 10 年間の売上高成長は僅少な一方、同業他社の日本ペイント及び関西ペイントは、配当性向を約 30%に保ち、自社株買いや借入金を成長投資に活用する。

現金のリターンは資本コストを下回るため、当社は過剰な現金保有により ROE を低下させ、株主価値を毀損している。当社は資本政策を開示しておらず、資産の 7 割を現金で保有する合理性も明らかにしていない。現金は研究投資、給与引上げ、設備投資などの成長投資にも活用できる。

非効率な資産構成を是正すべく、配当性向を 50%とし、2024 年 3 月期の配当金を 290 円にすることを提案する。

以上